

2018年度収支状況等の事後評価について

2020年1月21日

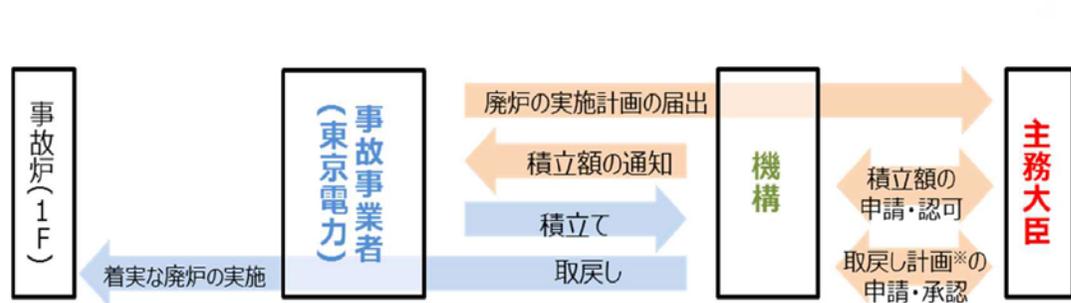
東京電力ホールディングス株式会社

(余白)

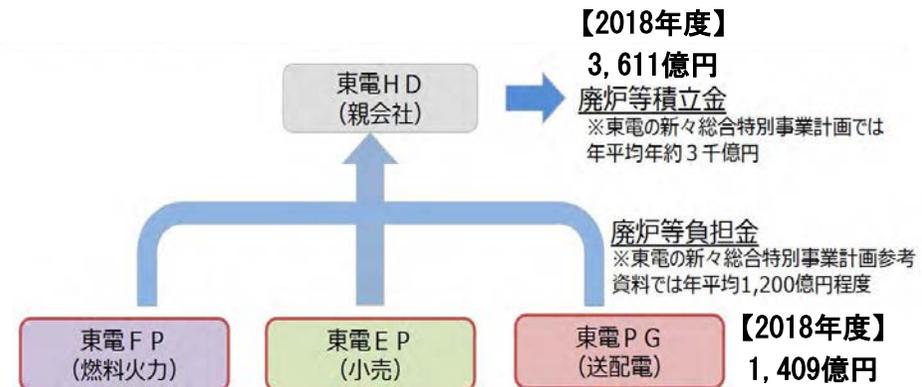
A-5. 廃炉等負担金を踏まえた評価①

- 2016年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（以下、基本指針）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされました。
 - 基本指針に基づき、2017年5月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正され、東京電力ホールディングス（以下、HD）は、毎年度、廃炉に必要な資金を廃炉等積立金として原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることとなりました。
 - また、機構と共同で策定し、2017年5月に主務大臣の認定をいただいた「新々・総合特別事業計画」において、東電グループ全体で総力を上げて廃炉等積立金の原資を捻出し、送配電事業における合理化分について東京電力パワーグリッド（以下、PG）が廃炉に要する資金（「廃炉等負担金」）としてHDへ支払うこととしております。
 - これを踏まえPGは、HDとの間で廃炉等負担金に関する契約を締結の上、HDからの通知に基づき、2018年度に1,409億円の廃炉等負担金を計上しております。
- ※なお、廃炉等負担金については、電気事業会計規則等の改正により、託送収支上の費用として整理する（超過利潤の対象外とする）制度的措置が講じられております。

【廃炉等積立金制度のイメージ】



(出典) 2017. 5. 18 新々・総合特別事業計画



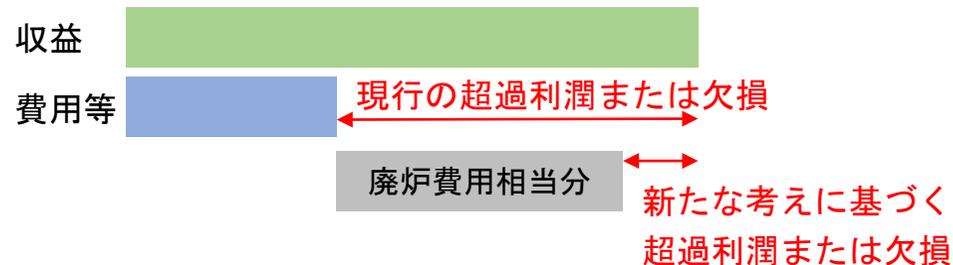
(出典) 2017. 12. 20電力・ガス基本政策小委員会資料

(参考) 廃炉等負担金に係る制度的措置①－ 1

- 2016年度「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」における整理を受け、廃炉等負担金に充てられるPGの合理化分については、「超過利潤」として扱わないように費用側に整理して扱う制度措置が講ぜられたところ。

<電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ(2017年2月)(抜粋)>

- 東京電力によるグループ全体での総力を挙げた経営合理化等で必要な資金を捻出させるに当たり、総括原価方式の料金規制下にある東電PGにおいては、例えば、託送供給等収支の超過利潤が一定の水準に達した場合、電気事業法の規定に基づき託送料金の値下げを求められることがあり、合理化努力による利益を自由に廃炉資金に充てることができない。
- したがって、東電PGにおける経営合理化分を確実に1F廃炉に充てられるようにするため、毎年度行われる託送供給等収支の事後評価に例外を設けるべきである。
- 具体的には、託送供給等収支の事後評価において、東電PGの合理化分のうち、東電PGが東電HDに対して支払う1F廃炉費用相当分について、(a) 超過利潤と扱われないように費用側に整理して取り扱われるようにする制度的措置、(b) 乖離率の計算に際して実績単価の費用の内数として扱われるようにする制度的措置を講ずることが適当と考えられる。



廃炉資金の安定的な確保（送配電事業の合理化分の充当）

- 1 F の廃炉資金を安定的に確保するため、送配電事業を営む東電パワーグリッドの合理化分を確実に 1 F 廃炉に充てられるようにするべく、本年10月、電気事業会計規則が改正された。
- これにより、送配電事業の合理化分を原資として、毎年度、東電パワーグリッドが廃炉資金の積立を行う東電ホールディングスに対して支払う「廃炉等負担金」は、託送収支の事後評価において費用として扱われることとなった（＝超過利潤の対象外）。
- なお、超過利潤の対象外となる「廃炉等負担金」は料金原価に算入されないため、その額が増加することにより将来的に託送料金が上昇することはない。

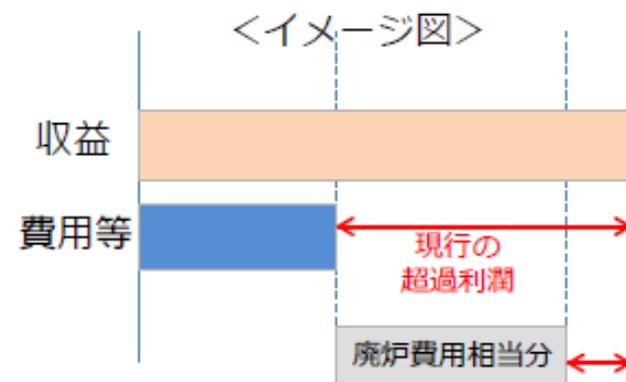
<具体的対応>

①ストック管理との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、超過利潤と扱われないようにするために、費用側に整理して取り扱われるような制度的措置を講じる。

②乖離率との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、実績単価の費用の内数として扱われるようにする制度的措置を講じる。



新たな考えに基づく超過利潤

「超過利潤」≡
営業収益－営業費用－事業報酬額

(参考) 廃炉等負担金に係る制度的措置②－ 1

- 廃炉等負担金を超過利潤対象外とする当社のみの特例措置を設ける一方、P Gのみ値下げ命令の基準値を厳格化、加えて、「値下げ機会の確保」、「P G過大負担の回避」という二つの課題への対応も考慮した当社のみの新ルールが設定され、2017年度より適用。

2017. 12. 20 電力・ガス基本政策小委員会 資料5より抜粋

新たな評価基準の策定に当たっての基本的考え方

- 東京電力は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策のほか、賠償や除染に必要な資金を捻出するため、非連続な経営改革に取り組んでいる。こうした中で、廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、東電P Gは、送配電事業の合理化分の廃炉資金への充当が認められた。
- 他方、これにより託送料金の値下げ機会が不当に損なわれ、東電P Gの託送料金が高止まりすることのないよう、その託送収支の事後評価に当たっては、現行の料金値下げ命令の判断基準を踏まえ、以下の新たな評価基準を策定することとしてはどうか。
 - ①現行の判断基準（単年度の乖離率及びストック管理）に比べて厳格な基準値
 - ②他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標
 - ③東電グループ他社（東電F P及び東電E P）の資金負担との比較指標
- なお、新たな評価基準に基づく具体的な評価に当たっては、東京電力は、グループ全体として、廃炉のみならず、賠償や除染等に必要な資金の確保が求められていることを踏まえ、料金値下げ命令の必要性を判断する必要がある。
- 今回策定する新たな評価基準については、東電の経営を取り巻く事業環境や、託送料金制度を含めた電気事業制度の在り方の変化に伴い、必要に応じ、見直しを行っていくこととしてはどうか。

新たな判断基準① 値下げ命令の基準値

- 託送収支の事後評価（料金変更命令）の基準は、託送料金認可後の料金水準の妥当性を評価するものであり、事業者の経営効率化インセンティブを損なわないよう、一定の範囲で事業者が利益を留保することが認められている。
- 他方、通常の経営効率化を超えた合理化分の1 F 廃炉への資金の充当が認められた東電PGについて、他の事業者と同様の経営効率化インセンティブへの配慮は不要であることから、料金変更命令の判断基準は、他の一般送配電事業者と同じ水準ではなく、より厳格な水準としてはどうか。
- 具体的には、安定的な廃炉資金の確保への貢献という観点と、必要な廃炉資金を上回る合理化がなされた場合の託送料金の高止まり防止という観点から、
 - ① 想定単価と実績単価の乖離率（▲5%）については、現行の▲5%と、制度設計当時、最も厳格な水準と考えられた▲1%との中間値である▲3%に、
 - ② 超過利潤のストック管理基準（固定資産×事業報酬率以内）は、乖離幅の引き下げ率に倣い、「固定資産×事業報酬率×3/5以内」に、それぞれ引き下げることはどうか。

新たな判断基準② 他の一般送配電事業者との比較

- 東電 P G は、通常の経営効率化を超えた合理化を行うことをもって、合理化分の廃炉資金への充当を認められている。
- 他方、他の事業者が通常の経営効率化で料金値下げを行える状況であれば、東電 P G は、合理化分を廃炉に必要な資金に充てる中においても、他の事業者と同程度の値下げ原資を有していると考えられる。
- このため、以下のいずれかに該当すれば、各事業者の基準超過あるいは料金値下げの背景・理由を確認し、全体として構造的要因によると判断されるときは、東電 P G に対して料金値下げを求めることとしてはどうか。
 - ①他の一般送配電事業者の1/3（3社）が託送料金を値下げ
 - ②他の一般送配電事業者の過半（5社）の乖離率が▲5%を超過

【再掲】各電力会社の託送収支における乖離率の推移

▲ = 実績が想定を下回る状態

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
2016年度	3.02%	3.46%	2.55%	2.11%	- ※	1.44%	- ※	5.82%	▲0.39%	- ※
2015年度	2.69%	0.86%	2.53%	-	2.91%	2.45%	1.56%	2.53%	▲1.36%	0.46%
2014年度	▲1.57%	▲0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	▲1.31%	2.18%	▲1.88%	▲3.39%
2013年度	3.99%	▲2.65%	▲2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	▲5.64%	▲3.99%
2012年度	4.78%	▲1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%

乖離率による評価は2015年度分から実施

※ 仮定期間内のため、評価対象外

新たな判断基準③ 他社の負担との比較指標（有形固定資産比率）

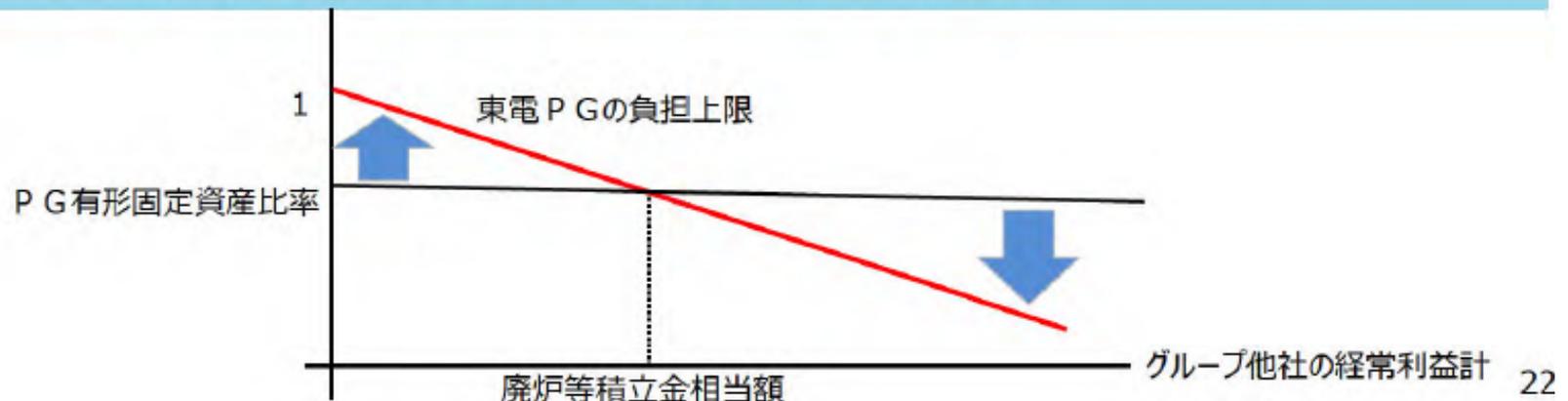
- 東電P Gの負担については、東電グループ全体の中で過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考にグループ他社（東電F P、東電E P）との負担の程度を比較し、「著しく不適當」な分担となっていないかどうかを確認することとされている（貫徹小委中間とりまとめ）。
- 「著しく不適當」であると判断するためには、各社の収益性に照らし、東電P Gの負担が許容できない程度か否かを見ていくことが一案であるが、自由化が進展する中で、今後、各社の収益性がどのように推移するかを見通すことは困難である。
 - ※一般論として、規制料金の下にある東電P Gの収益性は、グループ他社に比べて相対的に低くなると考えられる。
- このため、収益性だけではなく、相当の予見可能性を有し、かつ、各社の事業規模を一定程度反映した収益の源泉と考えられる有形固定資産を比較指標とし、東電P Gの廃炉等負担金比率の上限を同社の有形固定資産比率とすることを基本としてはどうか。
 - ※2016年度の東電P Gの有形固定資産比率は約0.6

● 電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ（2017年2月）

「東電グループ全体の中で東電P Gの負担が過大なものとならないよう、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適當な分担となっていないかどうかを確認するといった措置を併せて講ずる必要がある。」

新たな判断基準③ 収益性の考慮 (1)

- 有形固定資産比率を基本とする東電P Gの負担の上限については、グループ他社の収益性を考慮し、その多寡に応じて変動させることとしてはどうか。
- 例えば、グループ他社が多額の利益を計上しているときは、東電P Gの負担の上限を有形固定資産比率より引き下げることが妥当と考えられる。他方、グループ他社の利益が少ないときは、廃炉の着実な実施を図る観点から、東電P Gの負担の上限を有形固定資産比率より引き上げる必要がある。
- このため、廃炉等積立金の額を基準として、グループ他社がこれを上回る経常利益を計上しているときは東電P Gの負担上限を一定程度差し引く一方、経常利益が廃炉等積立金の額を下回るときは負担上限を一定程度引き上げることとしてはどうか。
- 具体的には、グループ他社の経常利益が廃炉等積立金の額と同額であるときは、東電P Gの負担上限を有形固定資産比率としつつ、グループ他社の経常利益がゼロのときに東電P Gの負担上限が1となるよう、上限を設定してはどうか。



新たな判断基準③ 収益性の考慮(2)

- 前記の考え方を踏まえると、グループ他社の収益性を考慮した東電P Gの廃炉等負担金の上限は、以下の形で表される。

廃炉等負担金 ≤ 廃炉等積立金 − 他社経常利益 × (1 − P G有形固定資産比率)

- このとき、毎年度の廃炉等負担金の額は、東電P Gの収益状況や廃炉等積立金の額により変動すると見込まれることから、単年度で指標を比較するのではなく、原価算定期間に相当する3年間の平均値を用いることとしてはどうか。
- その上で、廃炉等負担金の額が上記基準を超過した場合、その背景・理由を確認し、構造的要因によると判断されるときは、東電P Gに対して料金値下げを求めることとしてはどうか。